

飲食店のみなさまへ

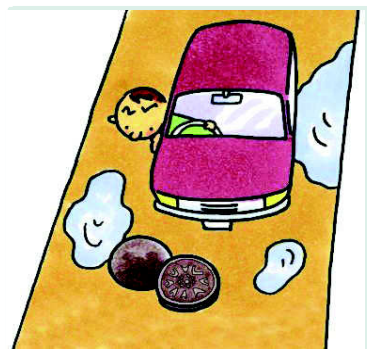
# 油脂類を含む排水を下水道へ流す際の 注意事項について

## ★油脂類は下水道施設に悪影響を与えます★

下水道には処理場があるからといって、どんな水でも流してよいわけではありません。特に、油脂類は下水道施設に様々な影響を与えます。

◎油脂類は下水道管を詰まらせることがあります。  
この場合、店舗内部はもとより、近隣のマンホールからも下水があふれ出すこともあり、大変不衛生です。

◎油脂類は、下水道の設備に障害を与えたり、終末処理場における処理機能を低下させることがあります。



## ★下水道の排除基準を守りましょう★

下水道の設備を守り、下水処理を適切に行うために、下水道法及び姫路市下水道条例により排除基準が定められています。

**ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量） 30mg/ℓ以下**

基準は下水道を使用するすべての事業場に適用されます。基準に適合しない場合は「除害施設」（グリーストラップなど基準に適合するよう処理する設備）を設置しましょう。



排水にわずかな油膜が確認できる程度でも基準を超える場合があります。基準に適合しない水を流した場合、その水質を改善するように命令したり、さらに下水道へ水を流すことを一時停止するよう命令することがあります。また、下水道管を詰まらせるなど下水道施設に障害を与えた場合は、処罰されることもあります。

### 下水道法（抜粋）

#### ・第38条

公共下水道管理者は、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反している者に対し、許可若しくは承認を取り消し、…その他の必要な措置を命ずることができる。

#### ・第46条

法第38条第1項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

## ★グリーストラップの維持管理は適切に★

グリーストラップは、清掃等の維持管理を適正に行わないと、不衛生になるばかりでなく十分な機能を発揮することができず、下水道管の詰まりの原因になることもあります。

◎適正な容量・構造をもったグリーストラップを、適切に設置してください。  
(姫路市では、資格を持った指定業者以外には下水道工事を認めていません。)

◎必ず、毎日営業前に蓋を開けて槽内の状態を確認し、溜まったごみや油等を掃除してください。(営業前に、冷えて固まっている油を回収しましょう。)

◎できるだけ1カ月に1回は底に溜まった汚泥を除去し、槽内を清掃してください。

◎槽内から回収される油分等は、産業廃棄物として適正に処理してください。

### ご注意ください！

「オゾン、イオン、バイオ、酵素などを利用して油脂を分解する。グリーストラップの清掃が不要になる。」というセールストークで、追加装置や薬剤などが販売されていますが、これらのなかには油脂を分散して流出させるものがあります。その場合、下水道管を詰まらせることが多く、また法令違反(排除基準違反)になる危険性も高くなるためグリーストラップの規格では装置等の追加は禁止されています。安易に設置しないようご注意ください。

下水道は、健康で快適な都市生活を支え、豊かな自然環境の保全に寄与する重要な施設です。適正に使用することを心がけていただき、魅力ある住みよいまちづくりへのご協力をお願いします。



<お問合せ先>

姫路市上下水道局 下水道部 下水道管理センター TEL 079-234-6073